

かごしま市子育てガイド（２０２７年度版）作成業務仕様書

1 業務内容

(1) かごしま市子育てガイド作成に関する次の業務

- ① 企画、編集、印刷等製本
- ② 広告の募集及び掲載

(2) 本市の提供する行政情報の掲載

(3) 本市の指定する施設への配送の実施

2 概要

(1) 品 名 かごしま市子育てガイド（以下「子育てガイド」という。）

(2) 規 格 等

- ① サ イ ズ A 5 判
- ② ページ数 本文：１０８ページ程度、広告：全体の３０％以内

No.	構成タイトル（ページ数）
1	表紙（１）
2	あいさつ（１）
3	目次（１）
4	特集ページ（１０～１２） ※うち企画ページ６ページ程度
5	親子でおでかけ（１４） ※地図情報ページ含む
6	一目でわかる鹿児島市の子育て支援（２）
7	妊娠から出産後の手続きなど（９）
8	発育・発達・健診・療育など（１７）
9	子どもの安全・緊急時の対応（９）

No.	構成タイトル（ページ数）
10	保育所・幼稚園・認定こども園等（１６）
11	小学校入学（５）
12	お子さんを預けたいとき（２）
13	児童虐待防止（１）
14	ひとり親家庭への支援（４）
15	子育てで悩んだとき（３）
16	仲間づくり・学び・就職（６）
17	お問い合わせ一覧（３）
18	さくいん（２）

③ 刷 色 （表紙・本文・広告）４色（フルカラー）

④ 加 工 無線綴じ

⑤ 校 正 文字３回、色１回

(3) 数 量 20,000 部

(4) 納 期 令和９年３月１９日（金）

(5) 納品場所 指定場所

- ① すこやか子育て交流館（りぼんかん）
- ② 鹿児島市役所本館（こども政策課、保育幼稚園課、こども福祉課及び母子保健課）
- ③ 鹿児島市役所別館（市民課）
- ④ 北部保健センター

- ⑤ 東部保健センター
- ⑥ 西部保健センター
- ⑦ 中央保健センター
- ⑧ 南部保健センター
- ⑨ 谷山支所
- ⑩ 伊敷支所
- ⑪ サンエールかごしま

(6) そ の 他

- ① 使用ルールに則り、シンボルマーク「マグマシティ」を盛り込むこと。
市 HP 上のルールブック掲載ページの URL
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kouhousenryaku/citypromo/logo/symbol.html>
- ② 行政情報に関するページのイラスト、デザイン、地図等の書き起こし
- ③ レイアウト要協議
- ④ 背文字あり
- ⑤ 1 回目の文字校正の原稿は、入稿後 30 日以内に提出すること。
- ⑥ 行政情報に必要なデータ（Word、Excel、PDF 等）は市より提供する。
- ⑦ ホームページに掲載するため、校了後の行政情報の原稿をデータ（PDF）化し、電子媒体にて納品すること。
- ⑧ 梱包は、100 部単位で行うこと。
- ⑨ 原稿作成にあたっては、初稿から、2026 年度版のかごしま市子育てガイドをベースに情報の更新及び新着行政情報の追加をすること。

3 費用負担

子育てガイドの編集、印刷製本、納品等に係る費用は、広告取扱業者が全額負担するものとし、鹿児島市は一切の費用を負担しないものとする。

4 業務分担

- (1) 広告取扱業者は、子育てガイドを作成するにあたり、広告取扱業者が募集する広告収入で、編集、印刷、製本及び納品場所への配送を行うものとする。
- (2) 広告募集については、広告取扱業者の責任において行うものとする。

(3) 発行に関する責任

ア 市と広告取扱業者は、子育てガイドの発行に関し、第三者から苦情等が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

イ 市は、広告取扱業者に提供した情報やデータ等に関わる苦情等に関して、責任を負うものとする。

ウ 広告に関する一切の責任は、広告取扱業者が負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。

エ 市は、広告取扱業者の責任に帰する理由により、発行に支障が生じた場合は発行を中止することができる。なお、中止のために要する費用は、広告取扱業者が負担する。

オ 広告取扱業者は、協定期間内においては、落丁や乱丁などの差し替え要望に対応する。

(業務分担)

項目	内容	市	広告取扱業者
編集	データ提供	○	
	データ編集 (デザイン・レイアウト等)		○
	原稿の校正・チェック	○	○
印刷・製本	印刷・製本		○
検品	完成品の検査	○	
納品・配送	完成品の納品場所への配送		○
広告販売	広告募集		○
	広告製作・代金回収		○

5 広告の掲載要件

- (1) 広告取扱業者が子育てガイドに掲載できる広告の仕様及び内容は、鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、かごしま市子育てガイド広告掲載要領及び広告業種に関する関係法令・ガイドラインに適合するものでなければならない。
- (2) 広告については、全て1ページ（A5判：縦210mm×横148mm）のみとする。また、連続して4ページまで掲載することができるものとする。なお、それ以外の広告は、表紙の裏、裏表紙の両面及び裏表紙と本文の間への差し込みで対応するものとする。
- (3) 目次で示される小項目単位の途中に広告を入れる場合は、事前に市の了承を得なければならない。
- (4) 市は広告取扱業者に対し、広告物のデータに不正な言語等が含まれていないことを確認するため、広告物データの設計図の提出を求めることができる。この場合、広告取扱業者は速やかに求めに応じるものとする。
- (5) 広告取扱業者は、掲載する広告主及び広告内容について、令和8年12月4日（金）までに紙媒体及びデータを市に提出するものとする。市は審査会において、これらの広告内容を審査し、広告掲載の適否を広告取扱業者に通知するものとする。広告取扱業者は、審査会の承認を受けた広告でなければ、子育てガイドに掲載してはならない。
- (6) 広告原稿内には、必ず「広告」の表示をし、鹿児島市の事業と直接関係がない旨を明記すること。
- (7) 情報の掲載にあたっては、市販の図書・冊子・インターネット・マスメディアから得た情報、その他第三者に著作権のある情報の無断掲載は一切しないこと。
やむを得ず、情報の転載が必要な場合は、必ず版元の承諾を得た上で、原稿に出典を明記するとともに、市にもその旨報告すること。

6 留意事項

- (1) 掲載面やレイアウトについては、市民がわかりやすいものとし、市と協議のうえ決定すること。行政情報の掲載については、鹿児島市からの提供情報とすること。
- (2) 広告部分を除いた本文中の行政情報等に関する著作権は、鹿児島市に帰属する。

7 その他

- (1) 当該業務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本事業の終了後も同様とする。
- (2) 協定締結後に、本事業の運用に疑義が生じた場合は、市と広告取扱業者の双方で協議を行うものとし、協議が整わない場合は、市の解釈によるものとする。